

令和 8 年度

第 3 回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会総会議事録

令和8年6月15日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和8年度第3回千葉市農業委員会総会を千葉市役所高層棟2階XL会議室201・202に招集した。

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	10件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第5号	農用地利用集積等促進計画(案)の意見について	16件

報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	5件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	8件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	22件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	3件
報告第5号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	15件

<出席委員>（15名）

2番 石井 一也	4番 長谷部 衡平
5番 芳澤 和哉	6番 小島 英男
7番 横山 清亮	8番 槁本 泉
9番 佐々木 貴史	10番 秋葉 重雄
11番 大塚 秀行	12番 脇田 章子
13番 清宮 恵理子	14番 小林 直樹
15番 市原 律子	16番 高橋 芳和
17番 齊藤 憲次	

<欠席委員>（2名）

1番 秋庭 重樹	3番 小川 友安
----------	----------

<事務局説明員>

事務局 長	鈴木 規宏	次 長	森田 悟
次 長 補 佐	高山 智裕	農地活用班 長	小野澤 淑子
農地保全班 長	黒川 聖治	農地審査班 長	佐藤 浩司
農地指導班 長	田中 正直		

事前審査第1班 (小林班長)	また、会社員との兼業となるので、営農が継続できるか心配な部分があるため、事務局において、今後の営農状況を注視してほしいとの意見がありました。 次に第2項です。 お手元の資料7ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります花見川区大日町に在住の方が、義務者であります同区横戸台に在住の方が所有する同区横戸町の農地を、義務者の代わりに耕作するため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、サツマイモと栗を予定しております。 議案書の2ページをご覧ください。 次に第3項です。 お手元の資料8ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります花見川区内山町に在住の方が、義務者であります、八千代市勝田に在住の方が所有する花見川区宇那谷町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、キャベツを予定しております。 次に第4項です。 お手元の資料9ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります緑区高田町に在住の方が、義務者であります、若葉区大宮町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、解除条件付き賃借権の設定をするものです。 申請地の取得後の作目は、サツマイモ、トウモロコシ、オリーブを予定しております。 議案書の3ページをご覧ください。 次に第5項です。 お手元の資料10ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります若葉区御殿町に在住の方が、義務者であります、同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。
---------------------------	---

事前審査第1班 (小林班長)	申請地の取得後の作目は、栗、サツマイモを予定しております。 事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。
梶本委員	第1項、第2項、第5号は贈与になっておりますが、今回の申請者は身内の方ではないように思います。最近贈与の申請が増えているようですが、このような傾向には何か意味があるのでしょうか。
事務局	贈与の傾向等状況については、特にこちらで把握しているものはございません。
梶本委員	分かりました。法律改正により国庫帰属ができるようになっておりますので、贈与が増えているのかと推測します。注視していただきたいと思います。
清宮委員	第1項についてです。資料は5ページです。 従事者の農業経験、研修の受講状況の欄に、学校名が記載されておりますが、こちらの学校の実態について事務局として把握しておりましたら教えてください。農地のあっせん等を行っているのでしょうか。
事務局	こちらの学校の実態や農地のあっせんを行っているのかに関しましては、事務局で把握しておりません。

議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号について許可と決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を上程いたします。 事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第1班 (小林班長)	ご説明いたします。 議案書の4ページをご覧ください。 第1項です。 お手元の資料11ページから16ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、融資同意書、残高証明書を添付しております。 本案件は、令和6年11月14日付け、千葉市指令農委第2号の3により、農地法第4条の許可をした事業について、計画変更承認申請が提出されたものです。 計画変更理由ですが、太陽光パネルの高性能化により、設置枚数に変更が生じたというものです。 変更内容は、議案書のとおりとなります。 事前審査第1班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。

議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。
梶本委員	これは地元説明案件であるのか、それとも説明不要の案件であるのか、確認させてください。
事務局	今回は内容の変更になりますので、事務局、地元の説明等は必要なしと判断しております。
横山委員	蓄電池を設置するということですが、予算規模としては桁違いの規模感です。蓄電池の設置に関して、もう少し詳細を教えてくださいたいのですが、これは、売電効率化するために電気を貯めて、電力を供給するという理解でよろしいでしょうか。
事務局	売電に際し効率化を図るため、蓄電池を設置するという内容になっております。
芳澤委員	当初申請の内容についてお聞きします。営農型太陽光発電ではなく太陽光パネル設置のための転用でよろしいでしょうか。私は太陽光発電と系統用の蓄電池の事業は別物と思っております。 内容としては、夜間安い電力を購入して蓄電し、費用が高い日中に販売して利益を得るものと伺っており、それと同系統の内容であるのか。 実態について教えていただきたいです。
事務局	今回の申請は、営農型太陽光発電設備ではなく、太陽光パネルの設置として、農地法4条による転用として申請しております。 今回は、太陽光パネルで発電した電気を蓄電池に蓄電をさせて、それを夜間等に余剰分を売る計画になっております。

芳澤委員	ありがとうございます。 今回は太陽光パネル設置のための転用ですが、営農型で似たような申請は可能でしょうか。営農型太陽光発電を申請して、今回のように太陽光発電の効率が良くなることでパネルが減り、余った土地で蓄電池を使用して売電事業を行うというやり方は可能でしょうか。
事務局	一般的な話になりますが、営農型太陽光発電設備になりますと、太陽光パネルの下で耕作を行うことが前提になります。 太陽光パネルがなくなった部分の下に蓄電池を設置すると、耕作ができないため、一時転用ではなく、恒久転用になると思われます。
清宮委員	変更前と変更後の申請人の名前が違うことと、それに加えて、融資を行う会社がかなりの金額を融資しているので、この3社がどのような関係であるか教えてください。
事務局	申請人については、当初の申請人が吸収合併されたため名称が変更になっております。 融資先との関係につきましては、融資先は再生エネルギーや不動産業を営む会社だと伺っておりますが、関係は把握しておりません。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第2号について許可とすることに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を

議長 (長谷部会長)	上程いたします。 事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第1班 (小林班長)	ご説明いたします。 議案書の5ページをご覧ください。 第1項です。 お手元の資料17ページから20ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。 本案件は、申請地を車両置場用地とするため、賃借権の設定をするものです。 申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅の南東に約1.5キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地の区域から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。 被害防除対策については、既存の土堰堤により、土砂の流出を防止します。 排水については、雨水を自然浸透により処理します。 次に第2項です。 お手元の資料21ページから25ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。 本案件は、申請地を太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、千葉市立更科小学校の北に約3キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。 被害防除対策については、フェンスを設置し、周囲への影響を防止し

事前審査第1班 (小林班長)	ます。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 議案書の6ページをご覧ください。 次に第3項です。 本案件は第4項と一体案件ですので一括してご説明いたします。 お手元の資料26ページから29ページをご参照ください。 本案件は、申請地を太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、千葉東金有料道路の中野インターチェンジの東に約800メートルに位置する農地です。 農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。 被害防除対策については、フェンスを設置し、周囲への影響を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 議案書の7ページをご覧ください。 次に第5項です。 お手元の資料30ページから34ページをご参照ください。 本案件は、申請地を太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は千葉市平山保育所の北東に約120メートルに位置する農地です。 農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。 被害防除対策については、フェンスを設置し、周囲への影響を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 次に第6項です。 第7項、第8項と一体案件ですので、一括してご説明します。
---------------------------	--

事前審査第1班 (小林班長)	お手元の資料35ページから38ページをご参照ください。 本案件は、申請地を太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、千葉市立仁戸名小学校の北に約450メートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。 被害防除対策については、フェンスを設置し、周囲への影響を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 議案書の9ページをご覧ください。 次に第9項です。 お手元の資料39ページをご参照ください。 本案件は、申請地を専用住宅用地とするため、使用貸借権の設定をするものです。 申請土地は、千葉市立犢橋小学校の南に約100メートルに位置する農地です。 農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に小学校と消防署があることから第3種農地と判断しました。 被害防除対策については、ブロック塀を設置し、周囲への影響を防止します。 排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。 次に第10項です。 お手元の資料40ページをご参照ください。 本案件は、申請地を資材置場用地とするため、所有権の移転をするものです。
---------------------------	---

事前審査第1班 (小林班長)	申請土地は、千葉市立都賀の台小学校の北東に約700メートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地の区域から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。 被害防除対策については、フェンスを設置し、周囲への影響を防止します。 排水については、雨水を自然浸透により処理します。 事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。
梶本委員	議案書7ページ第6項の太陽光発電ですが、本件は非常に市街化区域に近いところで、第二種農地ということですが、限りなく第3種農地に近い第2種農地ではないかと思われます。 今回の申請は比較的大規模ですが、地元への説明は義務になっておりますか。
事務局	地元説明会を開催する義務がある案件にはなっておりません。 ただ、事業者としましても、規模が大きいため周辺の住宅地へ説明を行っていると同っております。
梶本委員	環境問題について関心が強い地区ではないかと思いますので、説明義務がなくても、周辺住民に説明をしていただきたいと思いますし、土地

梶本委員	を売買された方にもそのような認識をしていただきたいと思います。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第3号について許可とすることに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第3号について、許可と決定いたします。 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。 事前審査第1班班長、御説明願います。
事前審査第1班 (小林班長)	ご説明いたします。 議案書の10ページをご覧ください。 第1項と第2項は、一体案件です。 資料は41ページから44ページの位置図・公図・土地利用計画図を併せてご覧ください。 本件は、権利者である千葉市が、緑区小食土町在住の個人が所有する、同区誉田町2丁目の畑1筆と緑区辺田町在住の個人が所有する、同区誉田町2丁目の畑1筆において、隣接する誉田東小学校の第二グラウンドを整備するため、一時転用許可を取得するものです。 誉田東小学校では、児童数増加に伴いプレハブ校舎を校庭に設置したことで、グラウンドが狭隘化したため、児童の安全確保及び教育活動の充実を図ることを目的として、第二グラウンドの整備を行います。 転用事業の概要としては、整地、人工芝の敷設、敷地全周に防球ネット・ネットフェンス・雨水側溝を設置するものです。

事前審査第1班 (小林班長)	被害防除対策としては、造成に伴う土砂流出を防止するため、農地隣接面に土留め鋼板を設置します。また、隣接農地への影響を低減するため、当該敷地の計画地盤高を隣接地より低く設定し、農業用排水への影響防止に配慮します。排水については、雨水は雨水側溝及び集水枥により適切に排水・浸透処理を行います。なお、日照及び通風に配慮し、整備する施設は防球ネット及びメッシュフェンスのみとし、砂塵防止対策としてグラウンドは人工砂を使用し、周囲に高さ2.5mの防砂ネットを設置します。 一時転用期間は、許可日から令和19年3月31日です。 事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、議案第4号を、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上です。
議長 (長谷部会長)	ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。
梶本委員	申請地は第何種農地なのか教えてください。 それから、学校のグラウンドを増設するのに用地を取得するのではなく、10年間の貸借になっておりますが、本当に人工芝を張った後農地に返すことができるのかどうかお聞かせください。 また、農地ナビで申請地を確認したところ、現況が畑の形態ではありませんでした。この状態であれば、地目を雑種地等別の用途に変えれば農業委員会の許可を必要としないと思いますけども、その方法を取らないことについても教えてください。
事務局	まず種別に関してですが、今回は一時転用案件ということで、具体的に調査はしておりませんが、おそらく第2種農地と思われます。 2点目の貸借期間ですが、人口動態の推計に基づいて、この期間を設定しております、その後下降傾向になると予想されておりますので、こ

事務局	の期間での一時転用ということにしております。 復元に関しましては、現地調査の際に教育委員会からの説明もありましたが、可能であるとの回答でした。 3 点目ですが、一時的な転用ということで、取得せず、貸借によって転用します。 地目変更であれば転用許可がいらないのではないかということに関しましてですが、事務局でも何度か現地を確認しており、現況は、山林原野化しているため、教育委員会から相談があった際に、我々の方から手続きを案内しておりますが、教育委員会と地権者さんの協議の結果、地目は変えずに転用の申請をされたということでございます。
橋本委員	教育委員会が地目変更を行わず一時転用ということであっても、地目は変えたほうが良いと考えます。その辺りをしっかりとお借りする方と話を詰めた方がいいと思います。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査第 1 班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第 4 号は、許可と決定いたします。 次に、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案の意見について」を上程いたします。 それでは、事前審査第 1 班班長、説明をお願いします。
事前審査第 1 班 (小林班長)	ご説明いたします。 議案書の 1 1 ページをご覧ください。

事前審査第1班 (小林班長)	本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案についての意見を求められたものです。 意見聴取後、県から権限移譲を受けた市が農用地利用集積等促進計画を認可し、貸借が成立します。 第1項の権利者は、千葉県立農業大学校で研修を受け、栽培技術・知識を習得しました。また、事前に市関係職員により、効率的かつ安定的な農業経営を目指していけることを審査したところです。 花見川区作新台8丁目在住の方が、花見川区長作町在住の方が所有する同区同町の畑4筆、合計面積5,803㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、コマツナ、チンゲンサイです。 また、売り先は、農協、直売所などを予定しています。面接した権利者によりますと、八千代市で農業に従事し、トラクターなどの農業機械も地権者から借りることが可能で、継続した営農ができると考えているとのこと。 第2項は、若葉区桜木8丁目在住の方、他1名が、若葉区加曽利町在住の方が所有する同区同町の畑2筆、合計面積4,396㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、オクラ、ブロッコリーです。 次に12ページをご覧ください。 第3項から第4項は、権利者が同一のため一括して説明します。 千葉県富里市に所在のある農地所有適格法人が、花見川区幕張町在住の方、他1名が所有する若葉区野呂町及び緑区平川町の畑5筆、合計面積11,193㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年から10年、権利者の作付品目は、コマツナです。 次に13ページをご覧ください。
---------------------------	---

事前審査第1班 (小林班長)	第5項から14ページの第7項は、権利者が同一のため一括して説明します。 緑区大木戸町在住の方が、緑区あすみが丘6丁目在住の方、他2名が所有する緑区大木戸町及び大高町、平川町の畑9筆、合計面積22,640㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、トウモロコシです。 第8項は、美浜区真砂1丁目に所在のある農地所有適格法人が、緑区大木戸町在住の方が所有する同区同町の畑6筆、合計面積12,807㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、サツマイモです。 次に15ページをご覧ください。 第9項から18ページの第16項は、権利者が同一のため一括して説明します。 緑区大木戸町に所在のある農地所有適格法人が、緑区大椎町在住の方、他7名が所有する同区同町及び板倉町の畑35筆、合計面積18,255㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「飼料作物」です。 事前審査第1班といたしましては、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。
梶本委員	議案書14ページの第8項です。 申請者は農地所有適格法人として、どんな業務を行っているのか教えてください。

梶本委員	それから 20 円/㎡と記載されていますが、価格は適正ですか。
事務局	業務内容に関してですが、農産物の生産、加工販売と聞いております。 また賃料に関しては、直近の 7 年度賃料情報によると、緑区の平均で 10 アールあたり 8,100 円であり、最高が 3 万円であることからということを考えますと、20 円/㎡は、高いとは言えないと考えます。
梶本委員	生産をしているものが何か教えてください。
事務局	主な生産物としては、サツマイモと聞いております。
清宮委員	新規就農者から農業経営実施計画書の提出を求めていると認識していますが、市で確認していますか。
事務局	市の関係者で面接を実施し、農業経験や農業機械の有無などを確認し営農に支障がないと確認し、聞き取りを行っているため、添付していません。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第 1 班の班長の説明の通り、「意見なし」とすることに賛成の方は挙手を願います。
議場	——— 挙 手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第 5 号について「意見なし」と決定いたします。 以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第 1 号から第 5 号までを一括して上程いたします。 事務局より説明願います。

事務局	報告案件について、ご説明いたします。 議案書の 20 ページをご覧ください。 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、21 ページまでに 5 件ございました。 添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の 22 ページをご覧ください。 報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、23 ページまでに 8 件ございました。 内容につきましては、記載のとおりでございます。 添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の 24 ページをご覧ください。 報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の 27 ページまでに 22 件ございました。 内容につきましては、記載のとおりでございます。 添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の 28 ページをご覧ください。 報告第 4 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、3 件ございました。 添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。 議案書の 29 ページをご覧ください。 報告第 5 号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、
-----	---

事務局	15件ございました。 申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。 報告案件につきましては、以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ただいまの報告第1号から第5号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。 質問、意見等無いようです。 これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。 以上をもちまして、令和8年度第3回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。 委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。 閉 会 （ 午前11時05分 ）

15件ございました。

申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

報告案件につきましては、以上でございます。

ただいまの報告第1号から第5号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

質問、意見等無いようです。

これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、令和8年度第3回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 （ 午前11時05分 ）